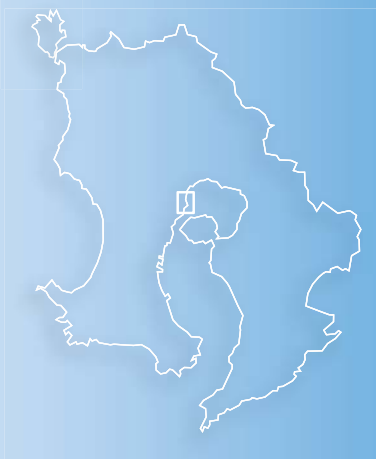


しらはま かく ふう

白浜拡幅



Route10 shirahamakakufuku



国土交通省九州地方整備局
鹿児島国道事務所

事業の概要

◆事業の位置づけ

国道10号は福岡県北九州市を起点とし、大分市、宮崎市等を主な経由地として鹿児島県に入り、曾於市、霧島市、始良市を経て鹿児島市に至る延長約450kmの東九州を縦断する重要な幹線道路です。

白浜拡幅は、鹿児島県始良市脇元～鹿児島市吉野町字上ノ村に至る延長7.3kmの区間を4車線に拡幅する事業であり、交通混雑の緩和と交通安全性の向上を目的とし、平成19年度に事業化されました。

◆区間・計画延長

起 点 始良市脇元

終 点 鹿児島市吉野町上ノ村

計画延長 L=7.3km

◆道路の構造規格

構造規格 第3種第2級

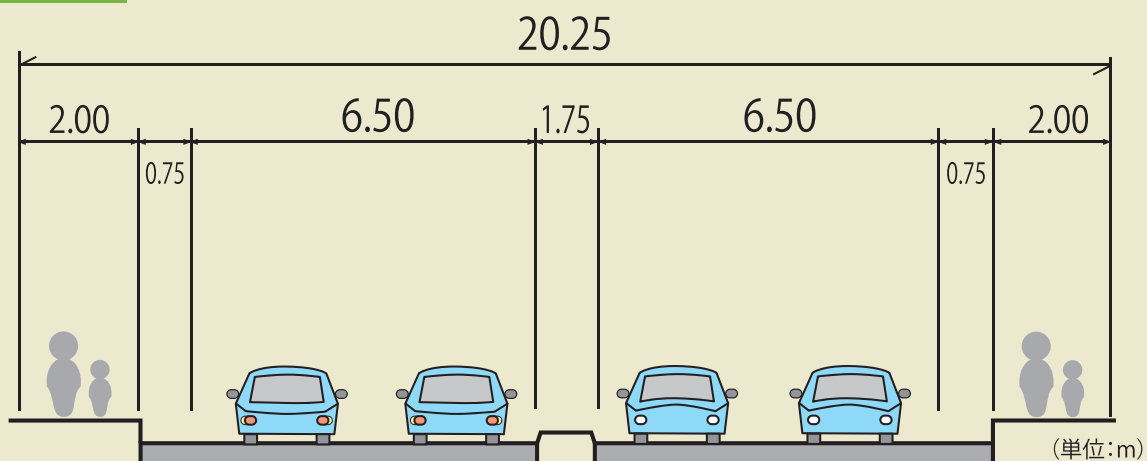
設計速度 V=60km/h

道路幅員 W=20.25m (4車線)



◆計画横断図

(標準部)

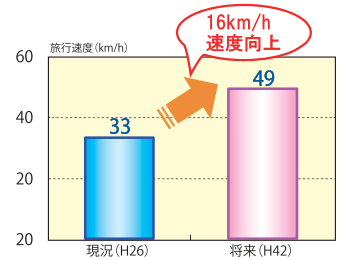


1. 交通混雑の緩和

- 国道10号では、朝夕のピーク時に渋滞が発生する箇所が点在し、速度低下が発生しています。
- 白浜拡幅の整備により、交通混雑の緩和及び走行速度の向上が期待されます。



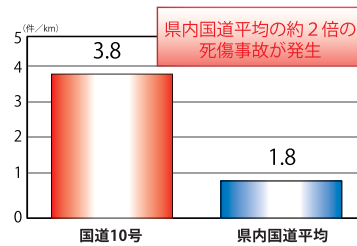
▲ 約1,200mの渋滞 (H27.4.11)
※時間帯：平日朝7時台
撮影地点：脇元高架橋付近



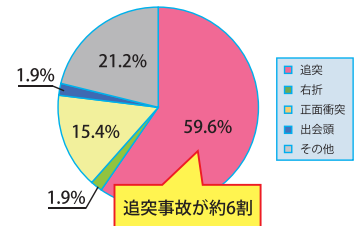
▲ 旅行速度の変化
旅行速度対象区間：重富郵便局前～鹿児島市吉野町
※H26：プローブデータ (H26.4～H27.3)
平日朝7時台下り方向
H42：将来交通量推計結果

2. 交通安全性の向上

- 国道10号では、交通渋滞を起因とする追突事故が多く、死傷事故件数は県内国道平均と比べ約2倍発生しています。
- 白浜拡幅の整備によりボトルネックが解消され交通混雑が緩和されることにより、交通安全性の向上が期待されます。



▲ 国道10号の1kmあたりの死傷事故件数
※国道10号：整備中区間 (3.4km)
資料：交通事故統合データベース (H23～H26の4年平均)



▲ 国道10号の事故類型
※国道10号：整備中区間 (3.4km)
資料：交通事故統合データベース (H23～H26の4年対象)

3. 防災機能の向上

- 国道10号沿線では、越波や土砂崩れ等による交通規制によって地域生活へ多大な影響を及ぼす状況にあります。
- 白浜拡幅の整備は防災機能の向上に寄与し、安心して安全な交通機能の確保が期待されます。

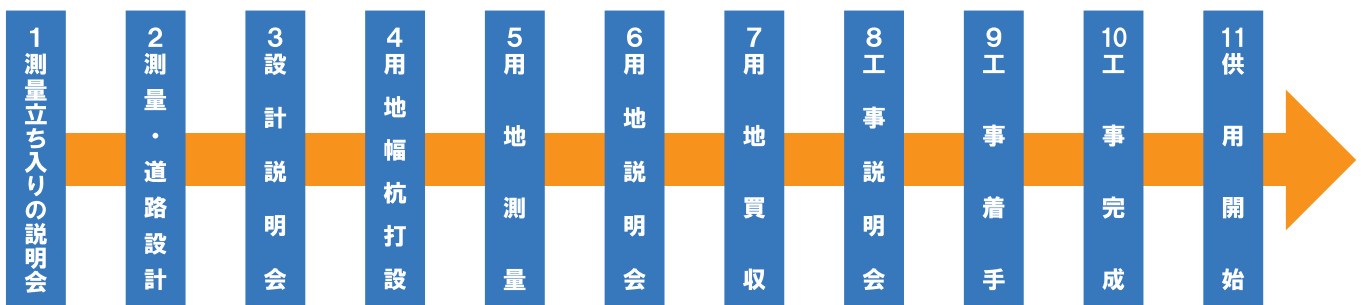


▲ 越波による被災状況 (H16.8.30)
始良市脇元白浜地区付近



▲ 4車線供用区間 (H29.2.7)
鹿児島市吉野町大崎地区付近

事業の進め方



事務所案内 (パンフレットについての問い合わせ先)



国土交通省 九州地方整備局
鹿児島国道事務所

〒892-0812 鹿児島市浜町2番5号
TEL (099) 216-3111 (代表) FAX (099) 216-3861
<http://www.qsr.mlit.go.jp/kakoku/>
E-mail:kakoku@qsr.mlit.go.jp





21,816台/12h
30,231台/日

19,497台/12h
26,450台/日

H28.3 4車線供用 延長0.3km

4車線供用中 延長3.9km

異常気象時通行規制区間 ^{※1} 延長11.3km

特殊通行規制区間 ^{※2} 延長1.0km

2車線区間 延長3.4km

**しらほま
白浜拡幅 延長7.3 km**

凡 例	
	一般国道直轄管理区間(事業中区間)
	一般国道直轄管理区間(4車線区間)
	主 要 地 方 道
	平成27年度交通量調査結果(実測)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平28情復 第1030号)」 ※1【異常気象時通行規制区間】 異常降雨時に土砂崩れなどの危険性がある区間に対して、雨量に基づく基準を設定し、これに基づいて通行止めを行う区間です。 ※2【特殊通行規制区間】 雨以外の要因(例えば、越波や河川氾濫など)により、道路利用者に危険が及ぶ可能性のある区間について、道路管理者の判断で通行止めを実施できるように事前に設定した区間です。